平成２６年（フ）第１７３９号
北海道江別市東光町10番地の20
破産者　堀江　　進
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５１号
秋田県大仙市強首字上野台７番地２、住民票上の住所秋田県秋田市新屋豊町14番24号　三浦アパート３号
破産者　伊藤　　正
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２６年（フ）第５６号
茨城県鹿嶋市大字武井711番地64
破産者　鈴木　　渉
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第１８９号
茨城県常総市本石下4732番地　本石下ツクバハイツ103
破産者　塚本　　悟
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第２０６号
茨城県結城市大字小田林2545番地49
破産者　鈴木　純雄
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第６５号
栃木県小山市城北３丁目７番地７　シャ・エラン202号室、従前の住所岩手県一関市千厩町千厩字町浦48番地１
破産者　宍戸ゆう子
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第７１号
栃木県栃木市都賀町合戦場1003番地１、従前の住所東京都荒川区荒川３丁目４番４－202号　エスエスハイツ
破産者　三室　忠則
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第３２９号
埼玉県熊谷市筑波１丁目84番地２　クリスタルアベニュー401
破産者　澤田　佳子
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第５５号
長野県小諸市甲4340番地
破産者　塩川　茂男
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第２２２号
長野県松本市大字岡田下岡田236番地10
破産者　原　　忠
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２２３号
長野県松本市大字岡田下岡田236番地10
破産者　原　　節子
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第６０５号
静岡市葵区瀬名５丁目13番２号
破産者　小倉　将之
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６４１号
名古屋市中村区畑江通４丁目18番地の１　宝マンション岩塚第３－405号、従前の住所愛知県あま市上萱津銭神38番地２
破産者　徳山忠**將**こと　洪　　像太
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３３６号
名古屋市中川区中島新町２丁目708番地　エクセル高畑204号、従前の住所名古屋市中川区松葉町２丁目26番地　シェソワパートⅢ201号
破産者　椿谷　政則
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７７９号
名古屋市東区筒井１丁目６番２号　筒井ハイツ北館302号
破産者　太田　　隆
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８６８号
愛知県津島市東洋町２丁目23番地１　第２東洋町住宅203号
破産者　松下　知巳
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９７９号
愛知県瀬戸市原山台７丁目１番806号
破産者　佐々木英智
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５３号
兵庫県朝来市山東町小谷111番地４
破産者　北山奈津紀
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係